

# 長崎県公立高等学校 P T A 連合会 委 員 会 規 程

## (目 的)

第1条 本規程は、長崎県公立高等学校 P T A 連合会（以下、本会という）規約第11条に基づき、委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員会の任務)

第2条 委員会は、会長から諮問された事項の調査研究にあたり、会長に答申する。

2 委員会は、本会活動推進にかかる需要事項について、会長に提言することができる。

3 全国高等学校 P T A 連合会及び九州地区高等学校 P T A 連合会の各種委員会からの付議事項について審議し、答申するものとする。

ただし、答申内容は本会会長に報告しなければならない。

## (各委員会と審議事項)

第3条 本会の活動を充実促進するため、次の委員会を置き、各項に記す事項を審議する。

### (1) 総務委員会

- ・本会の会則、諸規程等、会の運営に関すること。
- ・各委員会活動間の調整に関すること。
- ・他の委員会の所掌に属さないこと。

### (2) 健全育成委員会

- ・高校生の健全育成事業及び活動に関すること。
- ・高校生の交通安全活動の推進に関すること。
- ・環境浄化等に関すること。
- ・その他、必要な事項。

### (3) 進路対策委員会

- ・高校生の進路（進学・就職）等に関すること。
- ・情報の収集、調査及び研修に関すること。
- ・その他、必要な事項。

### (4) 調査広報委員会

- ・望ましい高校 P T A のあり方に関すること。
- ・広報活動の推進に関すること。
- ・その他、必要な事項。

## (構 成)

第4条 委員会の構成は、本会会長、副会長、理事をもってあてる。

ただし、各委員会に校長理事1名をおく。

## (委員長等の選任)

第5条 委員会には、委員長1名、副委員長1名をおく。

2 委員長及び副委員長は、原則として本会正副会長がその任を担い、各地区理事が委員に就任する。

ただし、本会会長が全国高等学校 P T A 連合会または九州地区高等学校 P T A 連合会の委員長または委員を務めるときは、本会当該委員会の委員長を兼ねるものとする。

## (委員長・副委員長の任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し議長となる。

- 2 委員長は、委員会活動に関する計画および結果について、理事会に報告する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは委員長の職務を代行する。
- (委員会の招集)
- 第7条 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。
- (議事録の作成)
- 第8条 委員会の議事録は、原則として当該委員会の校長理事委員によって作成し、速やかに本会会長に報告しなければならない。  
議事録には、議長（委員長）が署名捺印をしなければならない。

附 則 本規程は、平成5年6月8日より施行する。  
本規程は、令和2年4月1日より一部改正し施行する。  
なお、別添の委員会所掌事項については、本規程第3条へその事項内容を規定したことにより廃止とする。  
一部改正 令和6年5月30日

## 長崎県公立高等学校 P T A 連合会 慶弔規程

- (目的)
- 第1条 本規程は、長崎県公立高等学校 P T A 連合会所属の慶弔に関する必要事項定め、慶弔の意を表すことを目的とする。
- (弔事)
- 第2条 単位 P T A 会長・校長並びに本会事務局員の死去について、生花・弔電を送り弔意を表す。生花は15,000円程度とする。
- (慶事)
- 第3条 単位 P T A または会長、校長が教育や P T A 関係で、国政レベルの表彰を受けた場合は、祝電を送る。
- (規定外のこと)
- 第4条 本会と密接な関係にある団体や個人で慶弔に類するなど、その他必要な場合は、上記を参考にして、会長判断で慶弔の意を表すことができる。  
ただし、この場合は、役員会で報告することとする。
- 附 則 本規程は、令和3年4月1日より施行する。